

令和8年度 第7回全体庁議（7月13日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(3) 立地適正化計画の検討状況及び立地適正化に関する基本的な方針（案）について 【都市環境部】
----	-------	--------------	---

■ 提案・報告の趣旨

立地適正化計画の策定にあたり、令和7年度に行った関連計画や関係施策等の整理、都市の位置づけの把握、都市が抱える課題の分析と、その結果をもとに検討を行った「基本的な方針」(案)について、令和8年7月24日の建設委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 立地適正化計画の制度概要
 - 制度の背景
 - 住宅や医療・福祉・商業などの機能を一定のエリアに集約し、そのエリア同士を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、都市再生特別措置法の改正により創設された。
 - 計画の特徴
 - 居住誘導区域と都市機能誘導区域の配置を示す。誘導区域には既存の建物を強制的に移転させるような権限はなく、緩やかな方向づけをするもの。
 - 帯広市立地適正化計画の考え方
 - 国の制度の方向性と整合を図り、各種支援措置を活用しやすくとともに、将来を見据えた居住や都市機能の誘導集約を進めるために立地適正化計画を策定する。
 - 計画において誘導区域を設定するが、誘導区域外であっても、引き続き優先順位を検討しながら、必要なインフラの維持・管理を行っていく。
 - 計画の検討の進め方
 - 国が示す「立地適正化計画の手引き」等に基づき、令和7年度の検討をもとに、令和8年度に「基本的な方針」を定め、居住誘導区域や都市機能誘導区域・誘導施設を検討し、計画を策定する。
 - 「基本的な方針」(案)
 - 「都市の骨格構造」(都市の拠点、拠点同士を結ぶ公共交通軸、その周辺に形成する居住や都市機能のまとまり)と「どこになにを集め、どこをつなぐか」という考え方を整理した。
 - 【方針1】 拠点及びその周辺への誘導
 - 中心拠点・地域拠点・生活拠点の各拠点の特性に応じた都市機能を誘導し、その周辺に居住の誘導を図る。
 - 【方針2】 公共交通利便性の高い区域への誘導
 - 公共交通利便性の高いバス停(基幹的な公共交通軸)周辺に、居住の誘導を図る。
 - 【方針3】 一定の人口密度が維持される区域の誘導区域としての取扱い
 - 拠点性は有しないものの、一定の人口密度が維持される区域については、将来的な人口動向や生活利便性を踏まえ、誘導区域としての取り扱いを検討する。
 - 【方針4】 防災・減災を踏まえた立地の適正化
 - 浸水想定区域の避難の実効性等を踏まえ、誘導区域に含める範囲や必要な対策を検討し、生活利便性と安全性の両立を図る。
 - 誘導区域・誘導施設の今後の検討の進め方
 - ・居住誘導区域の設定方法
 - (1) 除外・留意区域の整理
 - (2) 居住誘導区域候補の抽出
 - (3) 区域の精査・境界の設定
 - ・都市機能誘導区域の設定方法
 - (1) 拠点の考え方を踏まえた区域の検討
 - (2) 居住誘導区域との整合
 - (3) 区域の精査・境界の設定
 - ・都市機能誘導施設の設定方法
 - ・誘導施設の設定の考え方
- 既に立地している施設を当該立地場所で維持することを基本とする。現在拠点に立地していない場合でも、各拠点に求められる機能・役割に応じて、誘導施設として設定することを検討する。
 - 関連計画等において、将来的に施設の整備・移転等が示されている場合には整合を図る。今後、関連計画等において施設整備等の考え方が示された場合には、都市機能誘導区域・誘導施設の変更を検討する。
 - 学校や地域包括支援施設、子育て関連施設などの特定の市民が利用する施設は、各施設の設置の考え方に基づき必要な施設を確保するものであり、立地場所によって施設の存続が左右されるものではないことから、誘導施設に設定しない。

■ 今後のスケジュール

- ・令和8年7月 建設委員会へ検討状況及び基本的な方針（案）を報告
- ・令和8年8～10月 関係者ヒアリングの実施
- ・令和8年8月 建設委員会へ立地適正化計画（素案）を報告
- ・令和8年11月 建設委員会へ立地適正化計画（原案）を報告
- ・令和8年11～12月 パブリックコメントの実施
- ・令和9年2月 建設委員会へパブリックコメントの結果と立地適正化計画（案）を報告
- ・令和9年3月 立地適正化計画 成案

■ 審議結果

- ・同内容で、7月24日開催の建設委員会へ報告することで了承を得た。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし